

浜松市告示第 578-1 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により撤去した自転車等を同条例第 13 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 22 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和 9 年 4 月 22 日

4 保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町 6 1 7 - 6 浜松市自転車等保管所

5 その他市長が必要があると認める事項

（1）返還時に必要となるもの

ア 費用（自転車 2, 040 円、原動機付自転車 3, 050 円）

イ 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

ウ 自転車等のカギ

エ 身分を証明できるもの

（2）浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取扱い日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 電話番号

053-458-7671

（3）保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車

19 台

「撤去・保管自転車等一覧」

(区域内)

No.	撤去した場所	撤去した日	車体等の特徴	保管台帳番号
1	浜松市中央区田町 315-34 地先市道	令和 8 年 10 月 13 日	形式：軽快（自転車） 色：銀色 特徴：前かご有、鍵有	510
2	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：水色 特徴：前かご有、鍵有	513
3	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：赤色 特徴：前かご有、鍵有	514
4	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：紫色 特徴：前かご有、鍵有	515
5	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：折り畳（自転車） 色：銀色 特徴：サドル無	516
6	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：白色 特徴：前かご有、鍵有	517
7	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：黒色 特徴：前かご有、鍵有	518
8	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：軽快（自転車） 色：銀色 特徴：前かご有、鍵有	519
9	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：黒色 特徴：前かご有、鍵有	520
10	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：銀色 特徴：前かご有、鍵有	521
11	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：赤色 特徴：前かご有、鍵無	522
12	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：桃色 特徴：前かご破損、鍵有	523
13	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：緑色 特徴：前かご有、鍵有	524
14	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：銀色 特徴：前かご有、鍵有	525
15	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：婦人（自転車） 色：黒色 特徴：前かご有、鍵有	526
16	浜松市中央区砂山町 320-2 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：スポーツ（自転車） 色：白色 特徴：前後輪パンク、鍵無	527
17	浜松市中央区鍛冶町 324-8 地先市道	令和 8 年 10 月 14 日	形式：折り畳（自転車） 色：茶色 特徴：前かご有、鍵無	528
18	浜松市中央区鍛冶町 103 地先市道	令和 8 年 10 月 16 日	形式：婦人（自転車） 色：茶色 特徴：前かご有、鍵無	533

[illegible]

浜松市告示第 578-2 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により撤去した自転車等を、同条例第 14 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 22 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和 9 年 4 月 22 日

4 保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町 6 1 7 - 6 浜松市自転車等保管所

5 その他市長が必要があると認める事項

(1) 返還時に必要となるもの

ア 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

イ 自転車等のカギ

ウ 印鑑

エ 身分を証明できるもの

(2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取り扱い日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 電話番号

0 5 3 - 4 5 8 - 7 6 7 1

(3) 保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車

1 台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」

(区域外)

[illegible]